

第 58 号 議 案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～76 略						1～76 略					
77	マンションの 管理の適正化 の推進に關す る法律（平成 12 年 法 律 第 149号。以下 この項及び次 項において 「法」とい う。）第 5 条	マンション管 理計画認定又 は認定更新申 請手数料	(1) <u>法第 5 条の 4</u> <u>各号に掲げる基</u> <u>準に適合するこ</u> <u>とを証する書類</u> <u>として知事が認</u> <u>めるものを添付</u> <u>する場合</u> <u>ア マンション</u> <u>の管理の適正</u> <u>化の推進に關</u>	1 件	4,000円						

の3第1項の  
規定に基づく  
管理計画の認  
定の申請又は  
法第5条の6  
第1項の規定  
に基づく管理  
計画の認定の  
更新の申請に  
対する審査

する法律施行  
規則（平成13  
年国土交通省  
令第110号）  
第1条の2第  
1項 第2号  
に規定する  
長期修繕計画  
（以下この項  
及び次項にお  
いて「長期修  
繕計画」とい  
う。）の数が  
1である場合

イ 長期修繕計 画の数が2以 上である場合	同	4,000円に 1を超える 長期修繕計 画の数に 1,000円を 乗じて得た 額を加算し た額
-----------------------------	---	--

(2) その他の場合 ア 長期修繕計 画の数が1で ある場合	1件	29,000円
---	----	---------

			<u>イ 長期修繕計画の数が2以上である場合</u>	同	<u>29,000円に1を超える長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額</u>
78	<u>法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>マンション管理計画変更認定申請手数料</u>	(1) <u>変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合</u>	1件	<u>14,500円(ただし、長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額)</u>
			(2) <u>変更前の管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場</u>		<u>14,500円に1を超える当該長期修繕計画の数</u>

			<p>合</p>	<p>に8,000円          を乗じて得          た額を加算          した額（た          だし、長期          修繕計画を          追加する場          合にあって          は、当該金          額に当該追          加する長期          修繕計画の          数に16,000          円を乗じて          得た額を加          算した額）</p>	
備考 略				備考 略	

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。